

# 「もんじゅ」廃止措置第2段階について

案

2020年12月●●日

日本原子力研究開発機構 (JAEA)

# 廃止措置の全体工程

区分	第1段階 燃料体取出し期間	第2段階 解体準備期間	第3段階 廃止措置期間 I	第4段階 廃止措置期間 II
年度	2018 ~ 2022	2023	~	2047
主な実施事項	燃料体取出し作業			
		ナトリウム機器の解体準備		
			ナトリウム機器の解体撤去	
	汚染の分布に関する評価			
			水・蒸気系等発電設備の解体撤去	
				建物等解体撤去
			放射性固体廃棄物の処理・処分	

注) 使用済燃料及びナトリウムの処理・処分の方法に係る計画については、第2段階に着手するまでに反映して変更認可を受ける。

第 11-1 図 廃止措置の全体工程

## 【方針】

- ・化学的活性かつ放射化ナトリウムを系統内保有するリスクを安全かつ早期に低減
- ・上記作業と並行する取組みが互いに影響を及ぼさず、プラント安全に影響を及ぼさない

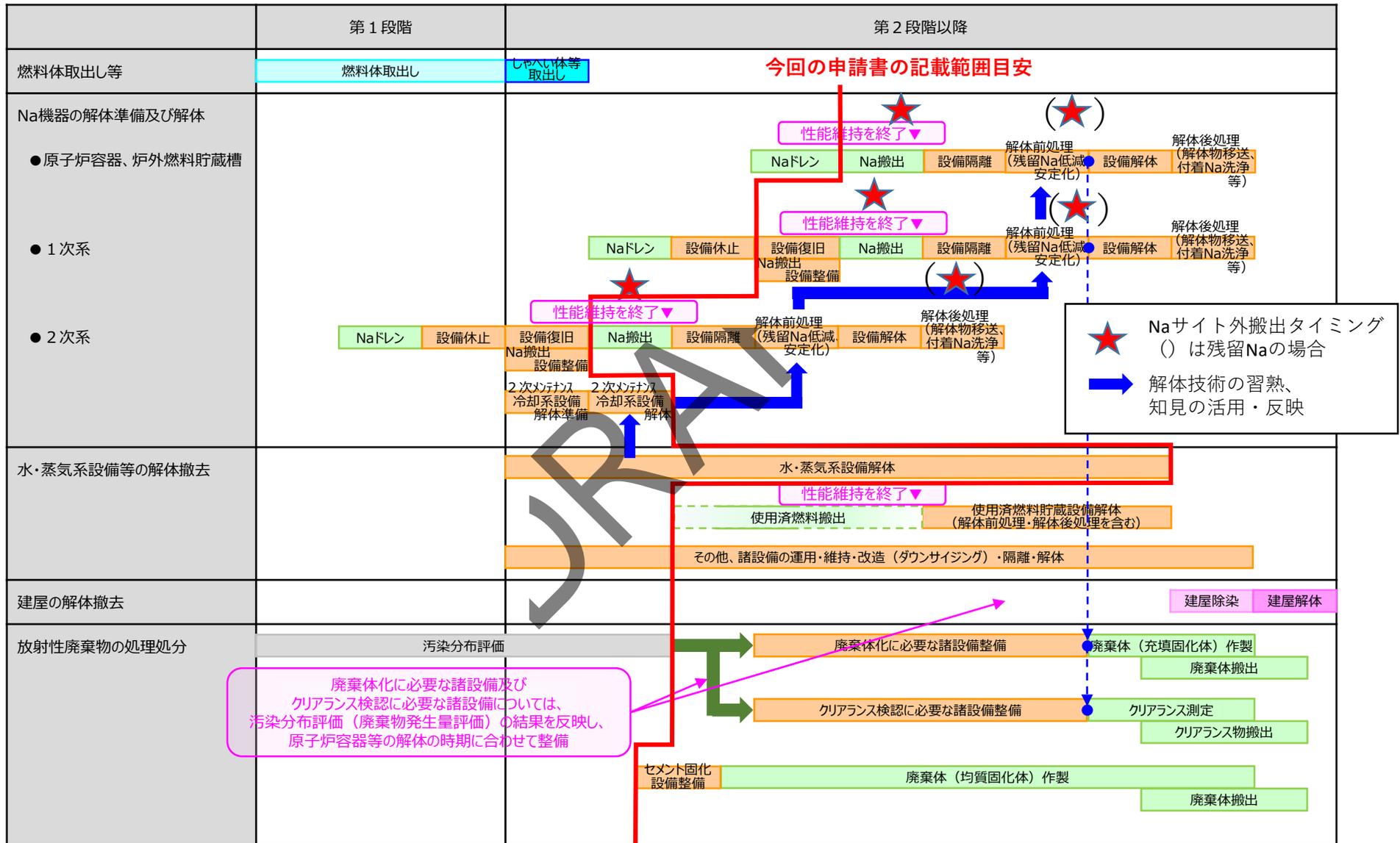
## 【実施事項】

もんじゅ廃止措置計画において、第2段階以降に行う具体的事項については、各段階に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受けるとしている

- ・第3段階でのナトリウム機器の解体撤去に向けて第2段階で実施するとしている事項
  - ①ナトリウム搬出準備（抜き取り方法及び時期等）
- ・第3段階でのナトリウム機器の解体撤去に向けて第2段階で実施しようとしている事項
  - ②ナトリウム機器の解体計画策定に向けた取組み（2次メンテナンス冷却系の解体）
- ・第1段階から継続的に第2段階で実施するとしている事項
  - ③汚染の分布に係る現場調査
  - ④廃棄物搬出へ向けた中長期管理計画策定
- ・第2段階から着手するとしている事項
  - 水・蒸気系等発電設備の解体撤去
- ・段階に応じて見直すとしている事項
  - 性能維持施設の見直し（電気設備等をプラント状態に合わせ最適化）

⇒ 第2段階以降の全体工程のイメージを次ページに示す

# もんじゅの廃止措置全体工程のイメージ



# 現時点で把握している主な課題

◆ 第1段階終了時点のもんじゅの状態に鑑み以下の課題を認識している

実施項目	主な課題	課題解決の方向性	方向性の結論の期限
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1次系、炉外燃料貯蔵槽（EVST）にナトリウムが存在</li> <li>● サイト外へナトリウムを搬出する専用設備の未整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 1次系等ナトリウムのドレンまでの計画の策定</li> <li>b. ナトリウム搬出に向けた設備の復旧・改造計画の策定（1次系、2次系）</li> </ul>	<p>第2段階開始まで</p> <p>ナトリウム搬出開始まで（2次系今回、1次系検討中）</p>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>●もんじゅにおいてナトリウム機器解体に係る経験が希少・未確立の技術あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. ナトリウム機器の試験解体及び技術開発の計画策定</li> </ul>	<p>第2段階開始まで</p>
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在は計算による放射能汚染の評価のみ（不確かさあり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 現場サンプリング調査・評価による精度向上</li> </ul>	<p>汚染の恐れがある機器解体開始まで</p>
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 最適な廃棄物区分計画／搬出の考え方が未整備</li> <li>● 既に存在する放射性濃縮廃液の処理設備の未整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 廃棄物搬出中長期管理計画の策定</li> <li>b. セメント固化装置の整備計画</li> </ul>	<p>汚染の恐れがある機器解体開始まで</p> <p>第2段階開始まで</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 段階に応じた安全確保</li> <li>● 点検や作業の合理性、安全性の両立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 段階に応じた事故を想定して安全を評価する</li> <li>b. 性能維持施設（ダウンサイジング含む）見直し</li> </ul>	<p>各段階の開始まで</p>

# 監視チーム会合説明予定表案 (1/2)

		アウトプット	1回目 (2020年12月)	2回目 (2021年 3,4月頃)	3回目	4回目	5回目	6回目	最終回	次回以降の廃止措 置計画変更申請	備考
全体		廃止措置計画変 更申請書 (案)	課題・課題解決スケ ジュール						廃止措置計 画変更申請 書 (案)	廃止措置計画変更 申請書 (案)	
①ナトリ ウム搬 出準備	a.1次系等ナトリ ウムドレンまでの計 画策定	プラント運用計画	1次系、EVST系ドレンの タイミング (結論：しゃへ い体取出し後) ●タイミングの安全上の考 え方 ●付随する課題 ●ドレンするナトリウムの 取扱い	付随する課 題解決の考 え方	注) 検討状況に応じて課題の追加、 順序の見直しの可能性がある。						
	b.ナトリ ウム搬出 に向けた 設備の復 旧・改 造計画 の策定	1次系、 EVST 系	復旧・改造設備 の安全性 (次回以降の廃 止措置計画の変 更申請に反映)	搬出手順の 概要 復旧・改造 設備の設計 要求						復旧・改造設備の安 全性	関連：施 設の安全評 価、性能維 持施設
		2次系	復旧・改造設備 の安全性	搬出手順の概要 (結 論：一時保管タンクを活 用し搬出) ●手順の考え方 ●必要な復旧・改造設 備の概要 ●技術基準	復旧・改造 設備への設 計要求			主要設備の 技術基準適 合性 休止設備の 復旧方法	付帯設備及 び総合的な 安全対策		関連：施 設の安全評 価、性能維 持施設
②ナトリ ウム機 器の解 体計画 策定	a.ナトリウム機器 解体の経験を得る ための計画の策定	2次メンテナンス冷 却系の解体計画 (解体方法、安 全措置)	主系解体に至る経験反 映の考え方 ●解体経験反映ステップ アップの考え方		2次メンテ ナンス冷却系 の解体を通じ たデータ取 得・基準整 備計画		2次メンテ ナンス冷却系 の解体工法 及び、安全 措置				
	b.ナトリウム機器 解体の技術開発 計画策定	技術開発成果 (次回以降の廃 止措置計画の変 更申請に反映)	既知の課題認識 (例： 残留ナトリウム) ●既知の課題・課題解 決の方向性		残留ナトリ ウム安定化処 理見直し					主系の解体工法及 び、安全措置	
③汚染の分布に関する評価		汚染の分布の評 価結果 (解体に 伴う作業安全、 区分毎の放射性 廃棄物量)	評価の概況 ●評価手法、条件等			中間結果 サンプリング 調査の課題				主系の解体工法及 び、安全措置 区分ごとの放射性廃 棄物発生量	関連：廃 棄物搬出 中長期管 理計画

# 監視チーム会合説明予定表案 (2/2)

		アウトプット	1回目 (2020年12月)	2回目 (2021年 3,4月頃)	3回目	4回目	5回目	6回目	最終回	次回以降の廃止措置計画変更申請	備考	
④廃棄物搬出へ向けた計画策定	a. 廃棄物搬出中長期管理計画の策定	ナトリウム機器解体開始以降の放射性廃棄物の処理・貯蔵の考え方	検討の概要 ● 計画策定の基本的考え方		廃棄物管理フロー 廃棄物処理に必要な諸設備案						区分ごとの放射性廃棄物発生量に基づく必要な設備整備計画	
	b. セメント固化処理設備の整備	セメント固化設備の工事計画	検討の概況 ● これまでの検討結果 ● 課題認識と解決に向けた検討予定		セメント固化設備の設計仕様、設計・整備の計画						セメント固化設備の工事計画	
その他	第2段階の施設安全評価	第2段階の施設安全	検討の概要 ● 評価の考え方	事故想定及びその評価の方法					想定事故の安全評価結果		(第3段階以降の施設安全については、その開始前に別途安全評価を実施して変更申請)	
	水・蒸気系等発電設備の解体撤去	水・蒸気系等発電設備の解体計画		第2段階での解体計画							(2次系へのアクセスを含む第3段階以降の解体計画については、その開始前に別途安全措置の確認等を実施して変更申請)	
	性能維持施設	第2段階以降の性能維持施設 (ナトリウム系以外)	検討の概要 ● 第2段階から変更する設備 (燃料池冷却維持期間、直流電源性能) ● 維持管理方法見直しの考え方	ダウンサイジング計画 (その1)		ダウンサイジング計画 (その2)						更に廃止措置の段階が進んだ際に必要となる性能維持施設の追加及び性能の見直し結果
		第2段階以降の性能維持施設 (ナトリウム系)	検討の概要 ● 2次系のナトリウム搬出計画との整合性 (スケジュール)							サイズ変更運用計画		更に廃止措置の段階が進んだ際に必要となる性能維持施設の追加及び性能の見直し結果

注) 検討状況に応じて課題の追加、順序の見直しの可能性がある。

# ①ナトリウム搬出準備

## a. 1次系等ナトリウムのドレンまでの計画策定

### 【廃止措置計画追記事項】

- ◆ 化学的に活性なナトリウムのリスク低減策と安全かつ確実なナトリウム系設備の運用計画

### 【検討条件】

- ◆ 第3段階の解体計画に影響させない

### 【検討結果・検討状況】

- (1) 第2段階開始とともに炉心からナトリウム中でしゃへい体等の取出しを実施したのち、1次系、炉外燃料貯蔵槽のナトリウムをドレンし、ナトリウム漏えいリスクを低減
- (2) 既設設備を用いたしゃへい体等取出しは基本的にこれまでの燃料体の取出しと変わらず。早期ナトリウムリスク低減のため、できる限り早くしゃへい体等を取り出すよう原子炉容器ナトリウム液位を下げる運用、炉外燃料貯蔵槽のナトリウムを早期ドレンできるようにしゃへい体等取出しの運用の見直しを検討中

### 【今後の審議での確認事項】

- ◆ 既設設備の新たな運用方法の実現性・安全性（次回監視チーム会合にて説明予定）

## 【廃止措置計画追記事項】

- ◆ 1次系・EVST系、2次系ナトリウムを搬出する具体的な設備の復旧・整備計画（申請：1次系・EVST系検討中、2次系今回）

1次系・EVST系ナトリウム搬出に向けた設備の復旧・改造計画の策定

## 【検討条件】

- ◆ 系統内に放射化ナトリウムが存在
- ◆ 既設タンクの容量を超える総量（総余剰量約340m<sup>3</sup>）

## 【検討状況】

- ◆ 搬出経路、系統構成、作業性・安全性、工期等の様々な選択肢を対象を検討し、設備要求（付随する課題解決を含む）の整理を実施中（次回監視チーム会合にて説明予定）
- ◆ ナトリウムドレン後に系統に残留するナトリウムの取り扱いを検討中（②-b.へ）
- ◆ その後、上記に基づく1) 休止設備の復旧、2) 既設設備の改造（追加を含む）の検討結果を示す（申請時期検討中）

## 【今後の審議での確認事項】

- ◆ 搬出開始までのナトリウム保管の安全性  
（具体的な設備の復旧・改造計画の確認事項は、2次系の項目に同じ）

(つづき)

【廃止措置計画追記事項】

- ◆ 1次系・EVST系、2次系ナトリウムを搬出する具体的な設備の復旧・整備計画（申請：1次系・EVST系検討中、2次系今回）

2次系ナトリウム搬出に向けた設備の復旧・改造計画の策定

【検討条件】

- ◆ 既設タンク及び一時保管タンクにナトリウムを固化・保管中
- ◆ 一時保管タンクを休止中の系統のナトリウム配管から隔離中

【検討状況】

- ◆ 休止中の2次系と接続可能な一時保管タンクを活用し、これに搬出容器（ISOタンク）を接続し2次系ナトリウムを搬出する（今回説明）
- ◆ ナトリウム搬出方法を具体化する設備要求（安全対策設備を含む）を検討中（次回監視チーム会合にて説明予定）
- ◆ 上記に基づく1) 休止設備の復旧、2) 既設設備の改造（追加を含む）の検討結果（設計結果）を段階的に説明予定（監視チーム会合説明予定表を参照）

【今後の審議での確認事項】

- 1) 未経験の系統運用方法：搬出容器へのナトリウム移送時の安全確保方策等
- 2) 休止設備の復旧：設備の復旧範囲と復旧に際しての性能・機能確認方法
- 3) 既設設備の改造（追加を含む）：設備の安全性（ナトリウム漏えい・火災対策等）

### a. ナトリウム機器解体の経験を得るための計画の策定

#### 【廃止措置計画追記事項】

- ◆ 2次メンテナンス冷却系の解体の工法
- ◆ 2次メンテナンス冷却系の解体成果をナトリウム機器解体の工法に反映（機器解体開始までに変更申請）

#### 【検討条件】

- ◆ 解体前処理（残留ナトリウム低減、安定化など）や解体後処理（付着ナトリウム洗浄など）を含めた機器解体を安全かつ着実に実施できること

#### 【検討状況】

- ◆ <考え方> もんじゅのナトリウム機器を安全に解体するため、経験をフィードバックしながら段階的に進める工程を検討（大洗⇒2次メンテナンス冷却系⇒2次主冷却系⇒1次主冷却系⇒原子炉容器）
- ◆ すでに、大洗のナトリウム実験施設の解体に参画し、ナトリウム機器解体の基礎を習得
- ◆ 2次メンテナンス冷却系の解体を通じたデータ取得・基準整備の計画を検討中（3回目の監視チーム会合にて説明予定）

#### 【今後の審議での確認事項】

- ◆ 2次メンテナンス冷却系は既に隔離されており既設設備への影響はないものの、施設内での比較的大きなナトリウム取扱い作業となるため、安全管理上の措置

#### 【廃止措置計画追記事項】

- ◆ 技術開発成果をナトリウム機器解体の工法に反映（機器解体開始までに変更申請）

#### 【検討条件】

- ◆ 解体前処理（残留ナトリウム低減、安定化など）や解体後処理（付着ナトリウム洗浄など）を含めた機器解体を安全かつ着実に実施できること

#### 【検討状況】

- ◆ <課題認識> 機器の構造上、一部のナトリウムが残留する
- ◆ 残留ナトリウムの状態・量に応じた適切な解体前処理方法を検討中（短期的な検討課題）
- ◆ 2次メンテナンス冷却系の解体経験の反映以外に、ナトリウムドレン後の原子炉容器やEVST燃料移送ポット内に残留するナトリウムの低減方法も必要（長期的な検討課題）
- ◆ 原子炉容器の解体に向けた遠隔解体技術開発（長期的な検討課題）
- ◆ 上記を含め、その他ナトリウム機器解体に向けて必要な技術開発要素を抽出した技術開発計画を検討中（3回目の監視チーム会合にて説明）

## 【廃止措置計画追記事項】

- ◆ 評価結果を作業管理、廃棄物管理に反映（汚染のおそれがある機器解体開始までに変更申請）  
（今回の廃止措置計画変更申請では追記事項なしの予定）

## 【検討条件】

- ◆ 平成7年に定格出力換算で約40日間運転後、減衰

## 【検討状況】

- ◆ <評価手法・条件>もんじゅ(高速炉)の特徴を考慮した放射線分布評価（計算体系、エネルギー分割等）
- ◆ 第1段階開始時からの計算により、以下の事項について評価を実施中
  - 炉内構造物等の放射化量
  - 放射性腐食生成物等による二次的な汚染量
- ◆ これらの結果を第3段階の解体作業や廃棄物発生量評価のベースとする一方、計算による不確かさが存在
- ◆ このため、サンプリング調査（代表試料分析）を行い、評価の妥当性を評価

## 【今後の審議での確認事項】

- ◆ 評価手法や評価結果の妥当性
- ◆ 今回の廃止措置計画変更では追記事項なしとしているが、上記のサンプリングを第2段階に実施し、かつ、性能維持施設に影響を及ぼす場合は追加

#### 【廃止措置計画追記事項】

- ◆ 搬出開始までの廃棄物処理・管理の考え方、方法
- ◆ 具体的な廃棄物管理計画（汚染のおそれがある機器解体開始までに変更申請）

#### 【検討条件】

- ◆ 廃棄物の区分や管理の方法が法律等と整合していること
- ◆ 具体的な廃棄物管理計画は解体計画や汚染の分布の評価結果等と整合すること

#### 【検討状況】

- ◆ <考え方> 管理区域・非管理区域（汚染のおそれの有無）を考慮した区分・管理方法の整理
- ◆ 現時点では管理区域で発生する解体撤去物を貯蔵し、廃棄施設に搬出できるよう、クリアランス測定や廃棄体化に必要な諸設備（管理フロー）を検討中（3回目の監視チーム会合にて説明予定）
- ◆ 以下により定量的に計画を策定予定
  - 汚染の分布の評価：廃棄物総量・質の初期状態を設定
  - 解体計画：作業ごとの廃棄物量
  - 現時点では廃棄物量・質を想定して必要な処理設備の容量（設計要件）を検討中
- ◆ クリアランスレベル以下のものについては、原子炉等規制法に定める手続き及び確認を経て搬出することを検討している

#### 【今後の審議での確認事項】

- ◆ 管理フローに抜けが無い事、課題認識の妥当性

#### 【廃止措置計画追記事項】

- ◆ セメント固化装置の性能等の更新に係る詳細な計画について2020年度までに変更認可を受ける旨の記載を取り下げ、第2段階に着手するまでにセメント固化装置の導入に係る計画（スケジュール）について変更認可を受ける旨を記載（次頁参照）
- ◆ セメント固化装置設置時期を記載（第2段階開始まで）
- ◆ 解体計画を含む廃止措置全体を俯瞰し、最適なセメント固化装置設置方法、性能等の更新に係る詳細な計画を記載

#### 【検討条件】

- ◆ しゃへい体等やナトリウム機器の洗浄作業に伴う放射性液体廃棄物が発生
- ◆ 作業に応じて変化する廃液の性状や量は固有

#### 【検討状況】

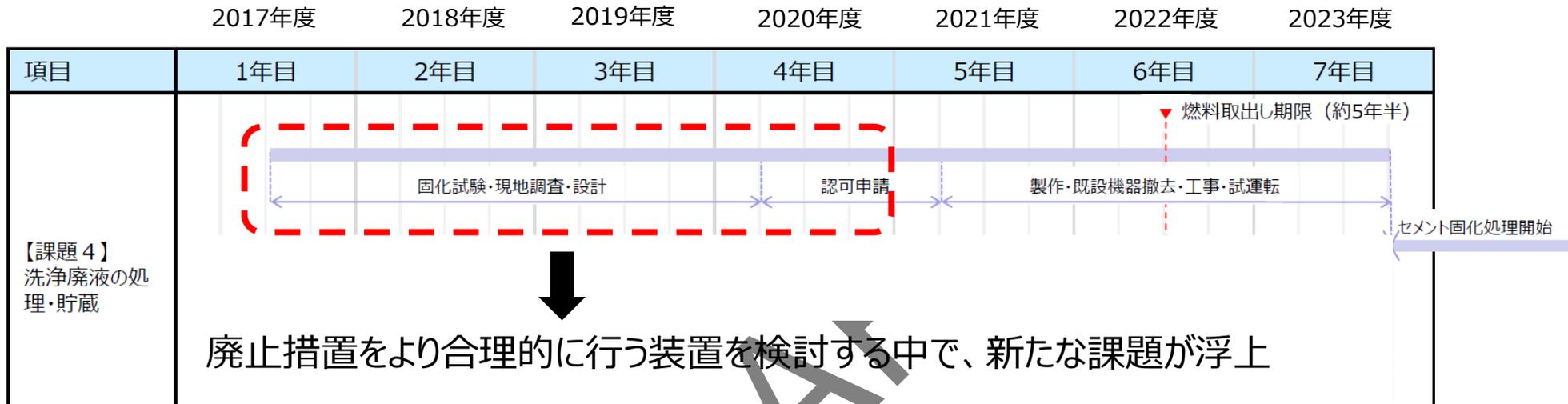
- ◆ 第2段階以降発生する廃液の性状や量を見据えた設計仕様の整理を実施中（3回目の会合にて説明予定）

#### 【今後の審議での確認事項】

- ◆ 蒸発濃縮廃液（以後「濃縮廃液」という。）を速やかに処理するため、セメント固化装置に更新し、現実的に運用することが可能な計画となっているか

## ④廃棄物搬出準備 b.セメント固化装置の整備計画

当初の整備計画 (第5回もんじゅ廃止措置安全監視チーム会合 資料1より)



### 【新たな課題】

- ◆ ナトリウム機器の洗浄作業（解体含む）に伴って発生する濃縮廃液の発生量が、セメント固化装置の処理能力を超える可能性
- ◆ 安定化処理方法によって濃縮廃液の性状が変わるため、追加の基礎試験が必要となる可能性

### 【課題解決の方向性】

- ◆ これらの課題の解決には時間を要するため、更新に係る詳細な計画について2020年度までに変更認可を受ける旨の記載を取り下げ、課題に対する検討状況については今後の監視チーム会合にて確認頂き、セメント固化装置の導入に係る計画（スケジュール）を明らかにする

なお、セメント固化装置による固型化処理が開始されるまでの間、災害防止上の観点から問題となる事項はないことを確認した（「参考7 検討の概況」参照）

## 【廃止措置計画追記事項】

- ◆ 第2段階以降の計画（プラント状態、設備、作業）に応じた安全評価

## 【検討条件】

- ◆ 第2段階に想定される事故を特定すること
- ◆ 周辺公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないこと

## 【検討状況】

- ◆ <考え方> 化学的に活性なナトリウムを保有する炉心等に燃料体が存在した状態は第1段階で解消されており、軽水炉の廃止措置開始段階を参考に高速炉の特徴を踏まえて評価
- ◆ 廃止措置段階の軽水炉の安全評価を参考に、ナトリウム解体等の準備作業において起きうる事故や、第2段階のプラント状態において発生しうる事故について確認中（次回監視チーム会合にて説明予定）

## 【今後の審議での確認事項】

- ◆ 第2段階に想定される事故を特定し、周辺公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないこと

## 【廃止措置計画追記事項】

- ◆ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去の計画

## 【検討条件】

- ◆ 2次主冷却系の状態に影響を与えないこと
- ◆ その他の性能維持施設に影響を与えないこと

## 【検討状況】

- ◆ 第2段階における水・蒸気系等発電設備の解体撤去の範囲、作業エリア、安全対策等の計画（次回監視チーム会合にて説明）

## 【今後の審議での確認事項】

- ◆ 2次主冷却系の状態に影響を与えないこと
- ◆ その他の性能維持施設に影響を与えないこと
- ◆ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去の作業安全の措置（第2段階の作業の措置・第3段階の課題及びその解決の方向性）

## 【廃止措置計画追記事項】

- ◆ 第2段階以降の計画（プラント状態）に応じた性能維持施設

## 【検討条件】

- ◆ 必要な設備が廃止措置の段階に応じて維持され施設安全が確保されていること

## 【検討内容・検討状況】（監視チーム会合説明予定表を参照）

- ◆ 変更を予定している既設設備
  - 燃料池水冷却機能（維持期間の見直し）
  - 直流電源設備容量（ダウンサイジング）
- ◆ 使用条件が変わる設備について維持管理方法（点検、検査内容の見直し含む）を検討中
- ◆ 一時的に復旧するナトリウム搬出に係る設備を性能維持施設に反映

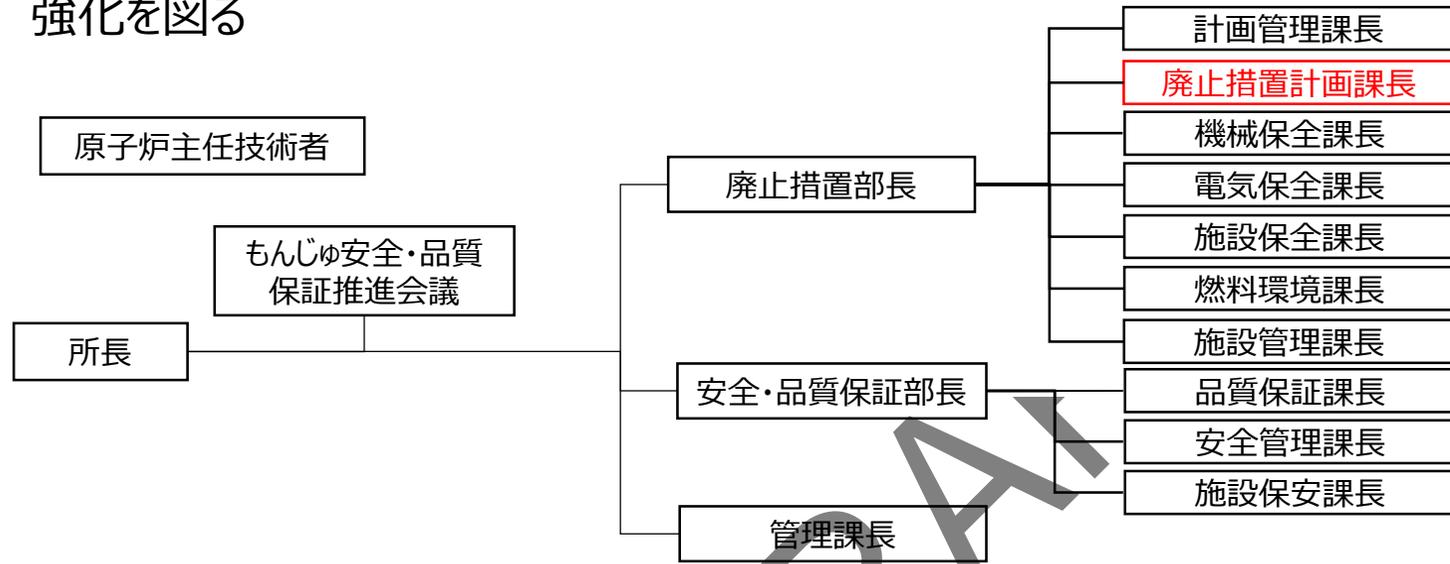
## 【今後の審議での確認事項】

- ◆ 必要な性能維持施設が維持されていることの確認
- ◆ ダウンサイジングする場合、廃止措置を進めていく上で必要な性能を満足していること

- ◆ ①ナトリウム搬出準備に係る設備整備・作業は既設設備の設計や運用に影響する。その安全性を第2段階開始までに確保することが最も重要
- ◆ 廃棄物搬出に向けた中長期的な取組み（保管、処理等）の計画を策定し、放射性廃棄物の処理・処分を着実に進めることが重要。特に、既に存在する濃縮廃液の処理（セメント固化）設備の具体的整備計画を確認頂くことが重要
- ◆ その他、②、③及び④が第2段階の設備・作業の安全性に影響を及ぼさないこと、その他の取組みが第3段階の設備・作業の安全性に影響を及ぼさないことも確認事項
- ◆ ナトリウム、使用済燃料等の搬出計画は受入先との調整を要する課題であり、上記と整合を図りつつ第2段階開始時の見通しを示すことが事業を推進するうえで重要
- ◆ 検討や審議の過程で、新たに追加あるいは影響が大きいと判断された課題が発生した場合、その解決を含め適時追加

# 廃止措置計画検討体制の強化について

これまで説明した各課題の検討を推進するため、原子炉施設保安規定に定める体制を見直し、強化を図る



(廃止措置計画課長の職務)  
 • 原子炉施設の廃止措置に係る計画の策定に関する業務

もんじゅ保安管理体制図

## 【保安規定変更内容】

- ◆ 第2段階に向けて解体の検討を推進するため、廃止措置計画課を新設
- ◆ 廃止措置計画課は、施設の解体計画、廃棄物の管理計画の策定を行う

## 【変更に伴う影響】

- ◆ 新しい課の設置により、これまでの原子炉施設の保守管理・運転管理・燃料体取出し等の業務に影響を与えない

以下、参考

DRAFT

# 監視チーム会合説明予定表 (1/2)

		アウトプット	1回目 (2020年12月)	2回目 (2021年 3,4月頃)	3回目	4回目	5回目	6回目	最終回	次回以降の廃止措 置計画変更申請	備考
全体		廃止措置計画変 更申請書 (案)	課題・課題解決スケ ジュール						廃止措置計 画変更申請 書 (案)	廃止措置計画変更 申請書 (案)	
①ナトリ ウム搬 出準備	a.1次系等ナトリ ウムドレンまでの計 画策定	プラント運用計画	1次系、EVST系ドレンの タイミング (結論：しゃへ い体取出し後) ●タイミングの安全上の え方 ●付随する課題 ●ドレンするナトリウムの 取扱い	付随する課 題解決の考 え方	参考1 参考2 参考3						
	b.ナトリ ウム搬 出に 向 け た 設 備 の 復 旧 ・ 改 造 計 画 の 策 定	1次系、 EVST 系	復旧・改造設備 の安全性 (次回以降の廃 止措置計画の変 更申請に反映)	搬出手順の 概要 復旧・改造 設備の設計 要求						復旧・改造設備の安 全性	関連：施 設の安全評 価、性能維 持施設
		2次系	復旧・改造設備 の安全性	搬出手順の概要 (結 論：一時保管タンクを活 用し搬出) ●手順の考え方 ●必要な復旧・改造設 備の概要 ●技術基準	復旧・改 造設備の 設計要 求	参考4 参考5 参考6		主要設備の 技術基準適 合性 休止設備の 復旧方法	付帯設備及 び総合的な 安全対策		関連：施 設の安全評 価、性能維 持施設
②ナトリ ウム機 器の解 体計画 策定	a.ナトリウム機器 解体の経験を得る ための計画の策定	2次メンテナンス冷 却系の解体計画 (解体方法、安 全措置)	主系解体に至る経験反 映の考え方 ●解体経験反映ステッ プアップの考え方		2次メンテ ナンス冷却系 の解体を通じ たデータ取 得・基準整 備計画		2次メンテ ナンス冷却系 の解体工法 及び、安全 措置				
	b.ナトリウム機器 解体の技術開発 計画策定	技術開発成果 (次回以降の廃 止措置計画の変 更申請に反映)	既知の課題認識 (例： 残留ナトリウム) ●既知の課題・課題解 決の方向性		残留ナトリ ウム安定化処 理見直し					主系の解体工法及 び、安全措置	
③汚染の分布に関する評価		汚染の分布の評 価結果 (解体に 伴う作業安全、 区分毎の放射性 廃棄物量)	評価の概況 ●評価手法、条件等			中間結果 サンプリング 調査の課題				主系の解体工法及 び、安全措置 区分ごとの放射性廃 棄物発生量	関連：廃 棄物搬出 中長期管 理計画

# 監視チーム会合説明予定表 (2/2)

		アウトプット	1回目 (2020年12月)	2回目 (2021年 3,4月頃)	3回目	4回目	5回目	6回目	最終回	次回以降の廃止措置計画変更申請	備考	
④廃棄物搬出へ向けた計画策定	a. 廃棄物搬出中長期管理計画の策定	ナトリウム機器解体開始以降の放射性廃棄物の処理・貯蔵の考え方	検討の概要 ● 計画策定の基本的考え方		廃棄物管理フロー 廃棄体化に必要な諸設備案						区分ごとの放射性廃棄物発生量に基づく必要な設備整備計画	
	b. セメント固化処理設備の整備	セメント固化設備の工事計画	検討の概況 ● これまでの検討結果 ● 課題認識と解決に向けた検討予定	→ 参考7	セメント固化設備の設計仕様、設計・整備の計画						セメント固化設備の工事計画	
その他	第2段階の施設安全評価	第2段階の施設安全	検討の概要 ● 評価の考え方	事故想定及びその評価の方法				想定事故の安全評価結果		(第3段階以降の施設安全については、その開始前に別途安全評価を実施して変更申請)		
	水・蒸気系等発電設備の解体撤去	水・蒸気系等発電設備の解体計画		第2段階での解体計画						(2次系へのアクセスを含む第3段階以降の解体計画については、その開始前に別途安全措置の確認等を実施して変更申請)		
	性能維持施設	第2段階以降の性能維持施設 (ナトリウム系以外)	検討の概要 ● 第2段階から変更する設備 (燃料池冷却維持期間、直流電源性能) ● 維持管理方法見直しの考え方	ダウンサイジング計画 (その1)		ダウンサイジング計画 (その2)					更に廃止措置の段階が進んだ際に必要となる性能維持施設の追加及び性能の見直し結果	
		第2段階以降の性能維持施設 (ナトリウム系)	検討の概要 ● 2次系のナトリウム搬出計画との整合性 (スケジュール)						サイズ変更運用計画		更に廃止措置の段階が進んだ際に必要となる性能維持施設の追加及び性能の見直し結果	

### 参考1 タイミングの安全上の考え方 (1/2)

【目的】 早期のナトリウムリスクの低減

【ナトリウムドレン時期のオプション】

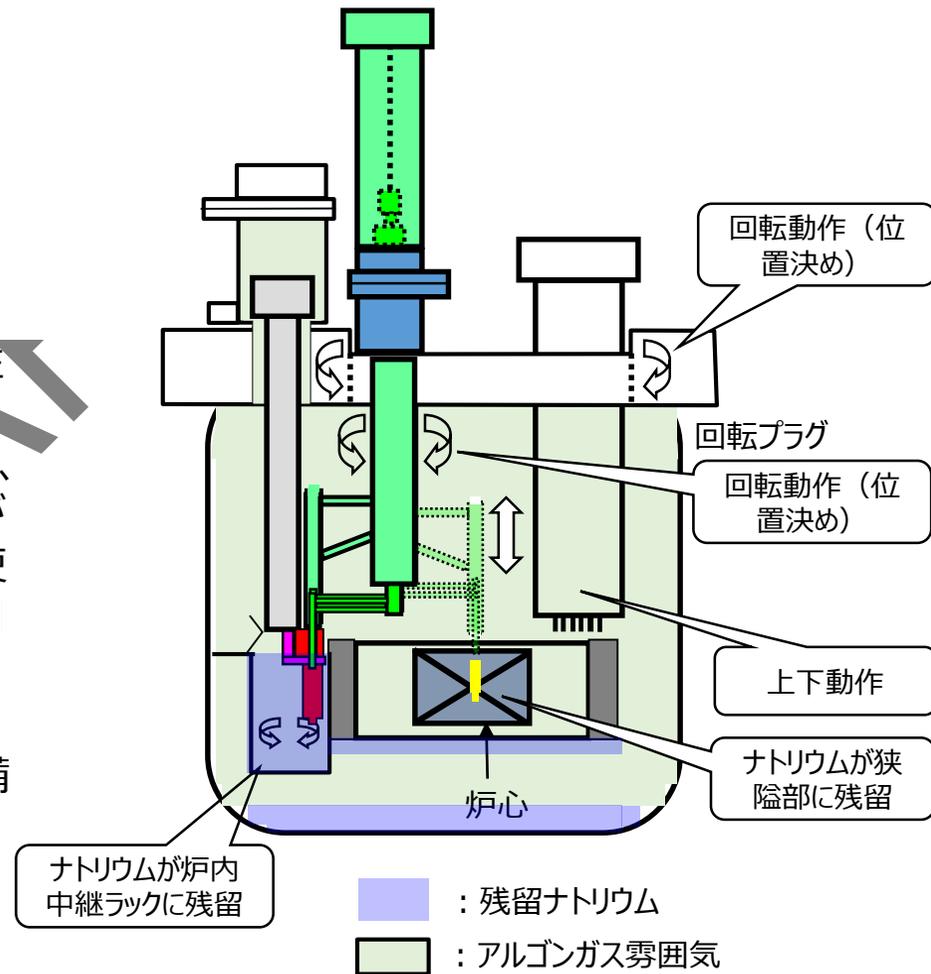
- 1) ナトリウムドレン後にしゃへい体等の取出し実施
- 2) しゃへい体等の取出し後、早期にナトリウムドレン

【検討内容】

- 1) 炉構成要素の支持構造等の狭隘部にナトリウムが残留し、第3段階のナトリウム機器解体作業に影響を及ぼす可能性あり。さらに、器の形状をした炉内中継ラックにナトリウムが約1.2m<sup>3</sup>残留する。このナトリウムを直接予熱する設備は無く、第2段階中に炉内へアクセスし抜き取る場合、工程影響が大きい。また、既設の燃料取扱設備はナトリウム環境での使用を想定した設計。ナトリウムベーパーを含むアルゴンガス雰囲気中でのしゃへい体等の取出しを行った場合、燃料交換装置全体の機器動作や位置決め精度等に不確かさがある
- 2) ナトリウムドレン開始が1)より相対的に遅くなるものの、設備上は当初設計の通り

【結論】

- 2) しゃへい体等取出し後、早期にナトリウムドレンする  
 ⇒しゃへい体等を速やかに取り出すことが新課題 (参考2 付随する課題へ)



原子炉容器内の状態  
 (ナトリウムドレン後しゃへい体を取り出す場合)

### 参考1 タイミングの安全上の考え方 (2/2)

#### 先行例 (海外の原型炉、実証炉)

海外プラント	燃料体取出し	しゃへい体等取出し
スーパーフェニックス (仏国)	(完了) ● 1999年～2003年、既設の燃料交換装置を用いて原子炉容器から燃料体の取出しを完了 ● 原子炉容器にナトリウムを充填した状態で実施	(完了) ● 2010年には原子炉容器からのしゃへい体等の取出しを完了 ● 原子炉容器にナトリウムを充填した状態で実施
PFR (英国)	(完了) ● 1994年～1996年、既設の燃料交換装置を用いて原子炉容器から燃料体の取出しを完了 ● 原子炉容器にナトリウムを充填した状態で実施	(未実施) ● 原子炉容器にしゃへい体等を残したまま原子炉容器のナトリウムのドレンを実施
フェニックス (仏国)	(実施中) ● 現在、既設の燃料交換装置を用いて原子炉容器から燃料体の取出しを実施中 ● 原子炉容器にナトリウムを充填した状態で実施中	(未実施)

海外の原型炉、実証炉の高速炉において、原子炉容器にナトリウムを充填した状態で既設の燃料交換装置を用いて原子炉容器からしゃへい体等を取出した例はスーパーフェニックスだけであり、不活性ガス雰囲気（原子炉容器のナトリウムをドレンした状態）でのしゃへい体等の取出しの実例はない。

### 参考2 付随する課題

#### 【目的】

しゃへい体等を早く取り出すため、当該作業と1次系の点検を並行実施すること（期間全体の短縮）

#### 【原子炉容器ナトリウム液位のオプション】

- 1) NsL（通常レベル）
- 2) SsL（システムレベル、1次系の点検を並行実施可能）

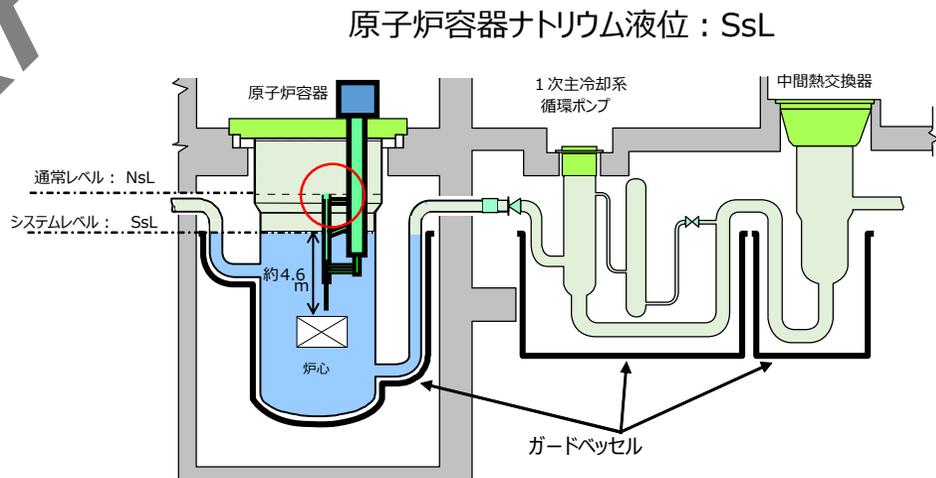
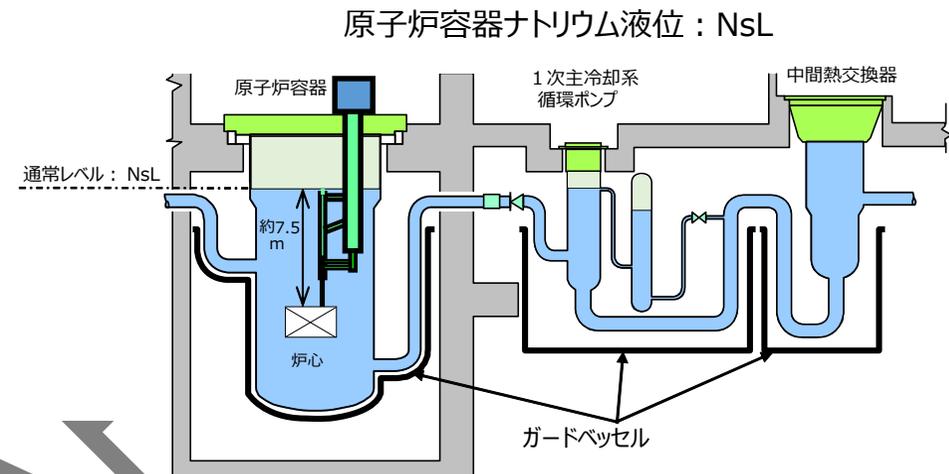
#### 【検討内容】

- 1) 燃料体の取出しと同じ。当初設計通りの運用
- 2) 燃料交換装置の一部がアルゴンガス雰囲気で作動するため、ナトリウムミストの影響を受ける可能性がある⇒**新課題として対策を検討中**

また、構造上の特徴を踏まえた新しい燃料模擬体のナトリウムドレン性を確認する必要がある。  
⇒**新課題として対策を検討中**

#### 【新課題に対する結論】

2)の新課題とその対策を検討中（次回監視チーム会合にて説明予定）



### 参考2 付随する課題

【目的】 炉外燃料貯蔵槽の早期ナトリウムドレン

【炉外燃料貯蔵槽の使用オプション】

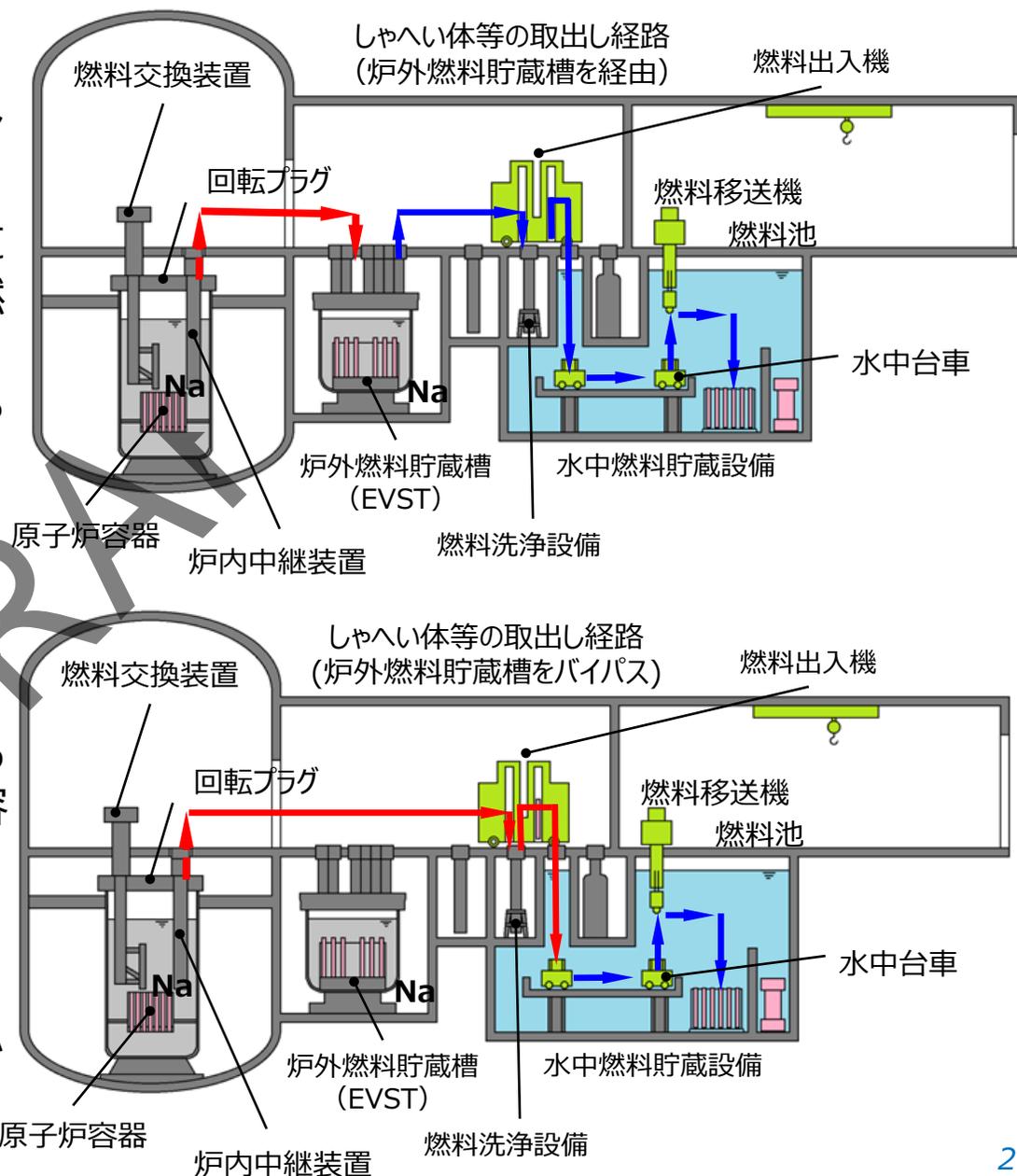
- 1) しゃへい体等を取出して炉外燃料貯蔵槽に貯蔵。その後、燃料洗浄設備で洗浄し、燃料池に貯蔵（燃料体取出し同様）
- 2) 炉外燃料貯蔵槽を経由せず、取出したしゃへい体等を直接燃料洗浄設備で洗浄し、燃料池に貯蔵

【検討内容】

- 1) 燃料体の取出しと同じ。当初設計通りの運用
- 2) 炉外燃料貯蔵槽の早期ドレンが可能となる一方、グリッパ駆動テープの濡れ、原子炉容器内への湿分の持ち込みが課題⇒**新課題として対策を検討中**

【新課題に対する結論】

2)の新課題と対策を検討中（次回監視チーム会合にて説明予定）



# ①ナトリウム搬出準備

## a. (詳細) 1次系等ナトリウムのドレンまでの計画策定

### 参考3 余剰ナトリウムの取扱い

系統に保有しているナトリウムと既設タンク容量の関係

設備区分	保有量 <sup>注1)</sup>	既設タンク容量 <sup>注2)</sup>	余剰分
1次系設備	約840m <sup>3</sup>	約600m <sup>3</sup>	約240m <sup>3</sup>
EVST設備	約160m <sup>3</sup>	約60m <sup>3</sup>	約100m <sup>3</sup>
2次系設備	約840m <sup>3</sup>	約800m <sup>3</sup>	約40m <sup>3</sup> <sup>注3)</sup>

注1) 200℃容積

注2) 原子炉容器及び炉外燃料貯蔵槽容量は含まない。

注3) 2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクにて保管中

### 【目的】

1次系等ナトリウムを搬出するまでの間、余剰ナトリウムを安全に管理すること。

### 【余剰ナトリウムの保管オプション】

- 1) 原子炉容器、炉外燃料貯蔵槽に液体のまま保管
- 2) 一時保管タンクを追加設置 (2次主冷却系ナトリウムと同様にドレン後固化・保管)

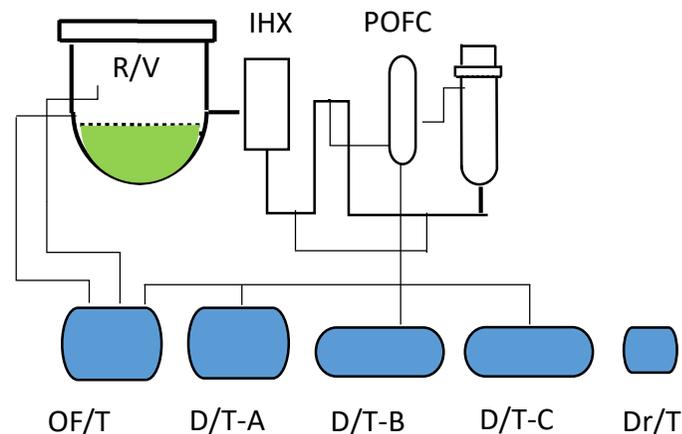
### 【検討内容】

- 1) 当初設計の通り。現有設備によって漏えいリスクに対応可能
- 2) 一時保管タンクの追加設置スペースの確保が困難。漏えいリスクへの新たな設備対応、放射性廃棄物の増加等の課題がある

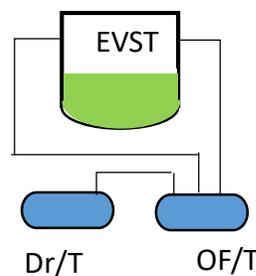
### 【オプションに対する結論】

- 1) を選択する

「1次系」



「EVST系」

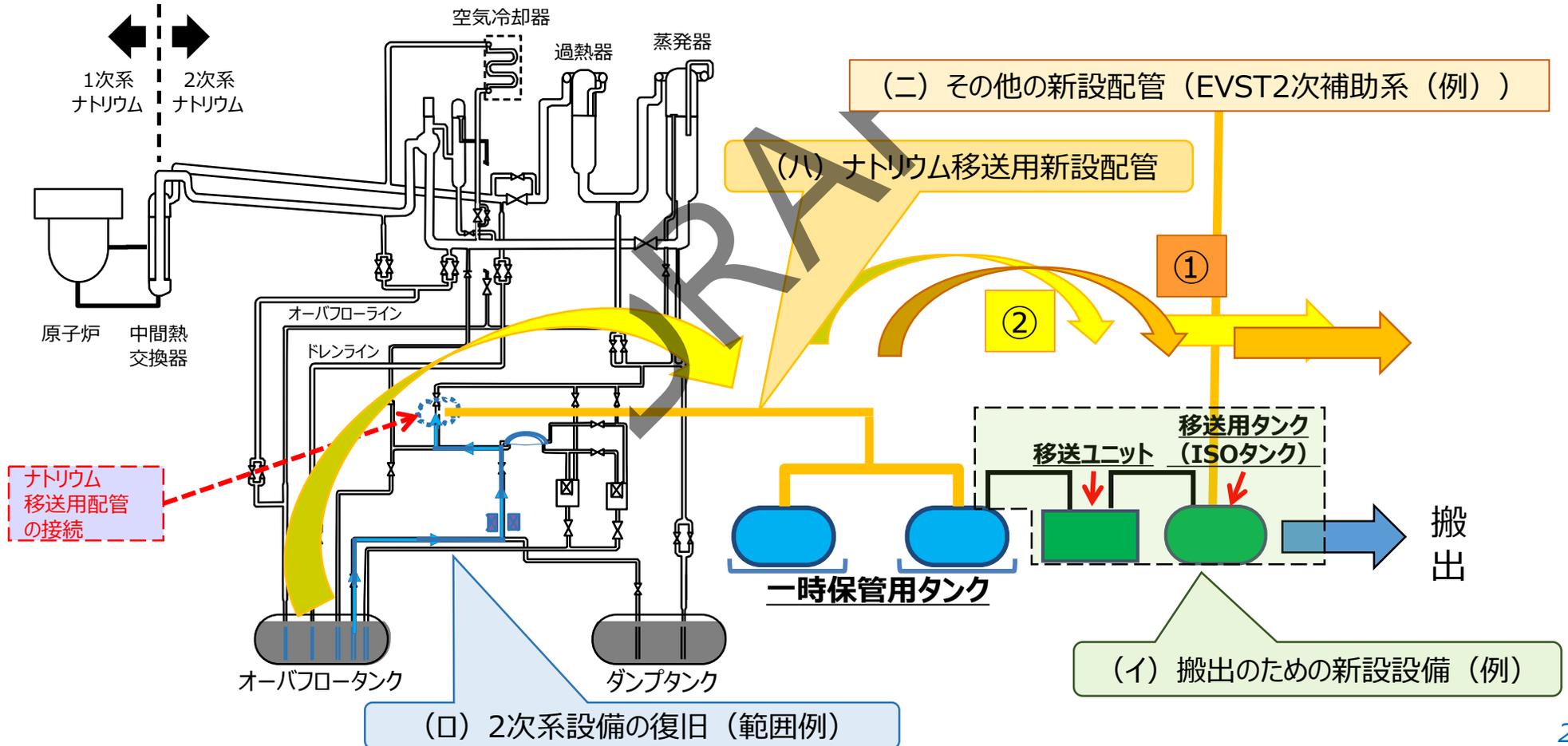


ナトリウムドレン後の概略状態

### 参考4 手順の考え方

#### 「2次系ナトリウム抜取り」概要(案)

- ◆ 既存の一時保管用タンク内ナトリウムを①のルートで搬出した後、オーバフロータンク、ダンプタンクのナトリウムを②のルートで搬出
- ◆ 上記に必要な設備は3種類：(イ)搬出のための新設設備、(ロ)2次系設備の復旧、(ハ)ナトリウム移送用新設配管、(ニ)その他の新設配管

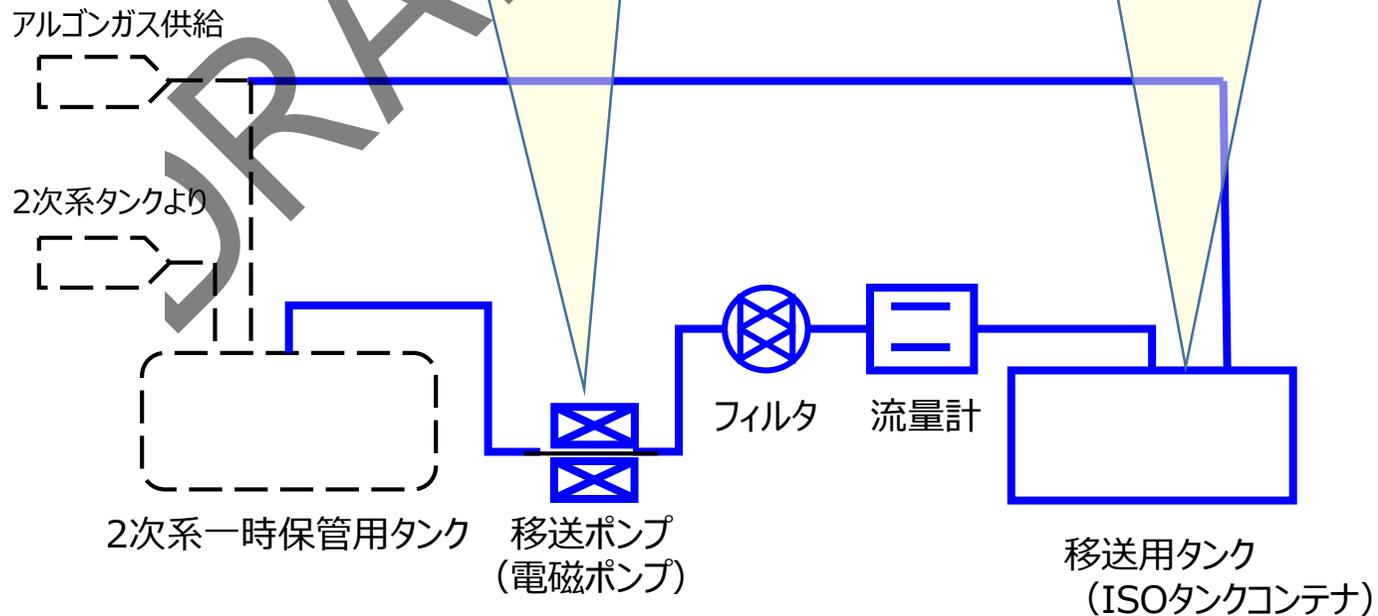
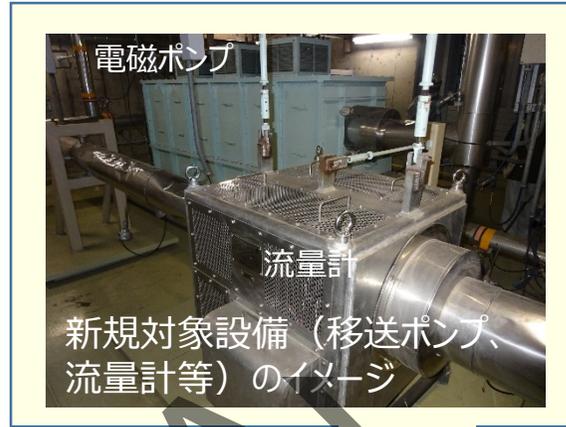


### 参考5 必要な復旧・改造設備の概要 (1/4)

#### (イ) 搬出のための新設設備

##### 【検討内容】

- ◆ 既に規格化されている移送用タンク (ISOタンクコンテナ) を用いてもんじゅ外へ搬出する
- ◆ 2次系一時保管用タンクから移送用タンクまでの移送のため新たに配管、循環ポンプ等を設けて移送する
- ◆ 新たな配管と一時保管タンクとの取り合い、安全確保等を検討中



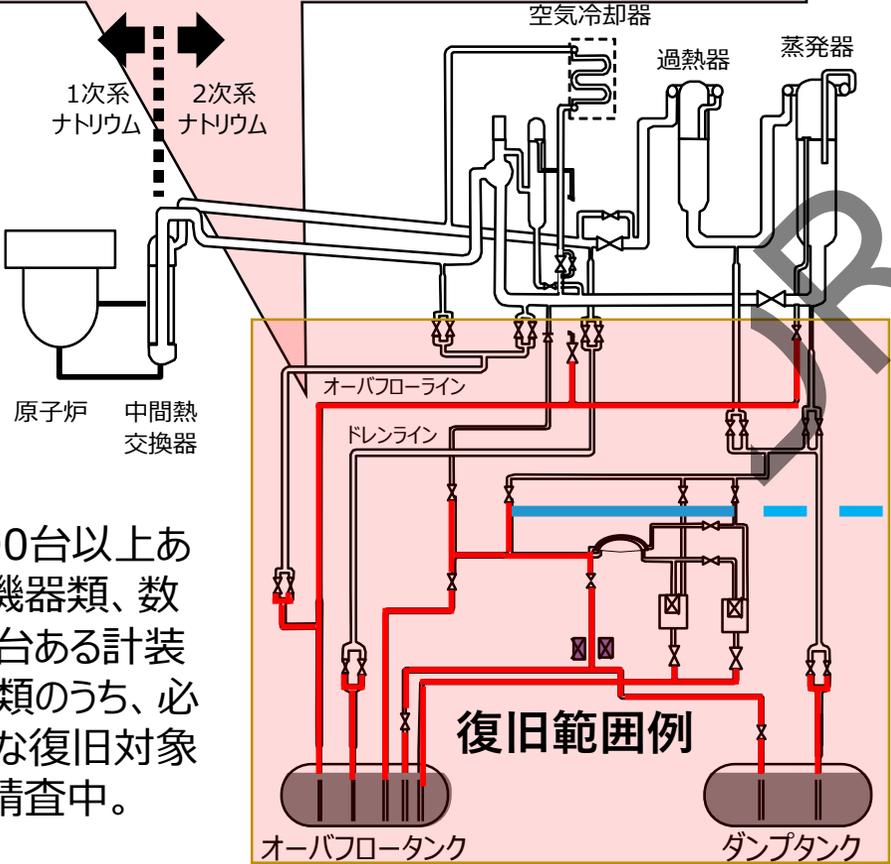
搬出のための新規設備のイメージ

### 参考5 必要な復旧・改造設備の概要 (2/4)

#### (□) 2次系復旧範囲 (例)

#### 【検討内容】(設備要求を考える範囲)

- I. 既設設備復旧** (2次系A~C、EVST系A~Cループ設備全般)  
 現在休止している既設設備の点検、検査を踏まえた復旧作業
- ①ナトリウム移送に使用するポンプ、系統切替弁、配管予熱ヒータ
  - ②ナトリウム移送管理用温度計、液面計等計装品
  - ③ナトリウム移送時の漏えい監視装置、漏えい時の安全装置 (インターロック装置、窒素注入設備) など



500台以上ある機器類、数千台ある計装品類のうち、必要な復旧対象を精査中。

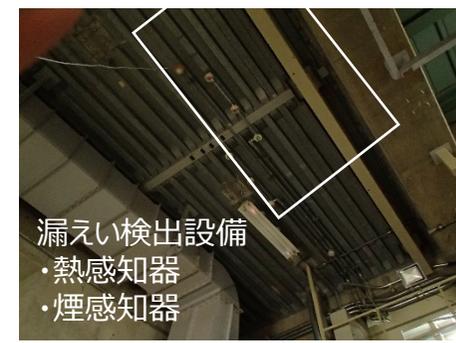
系統切替弁等



温度計等の計装品類



ナトリウム漏えい監視装置等

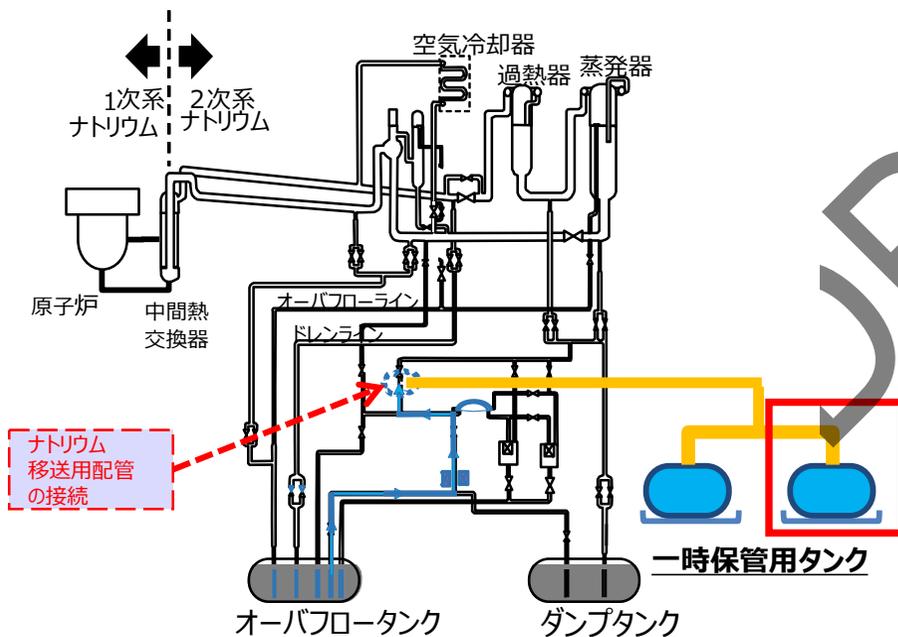


### 参考5 必要な復旧・改造設備の概要 (3/4)

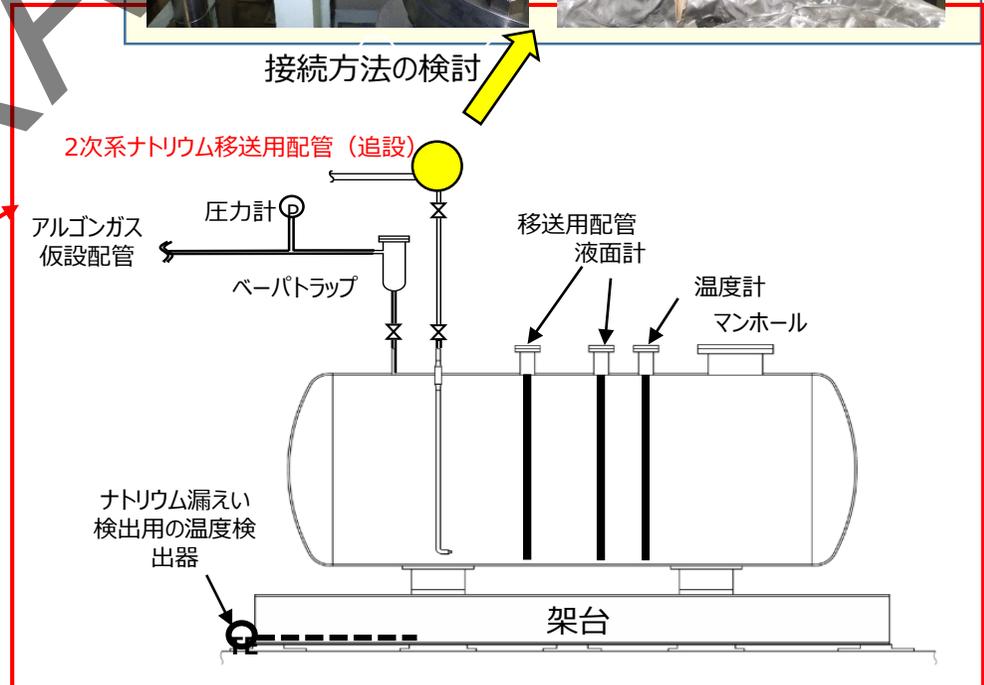
#### (ハ) ナトリウム移送用新設配管

##### 【検討内容】

- ◆ 既設オーバフロータンク、ダンプタンクから一時保管用タンクに移送するため、新設配管（ナトリウム移送用配管：2次系OF/T～仮設タンク）を設置する
- ◆ 新設の配管取り回しや付属する設備を検討中



接続方法の検討



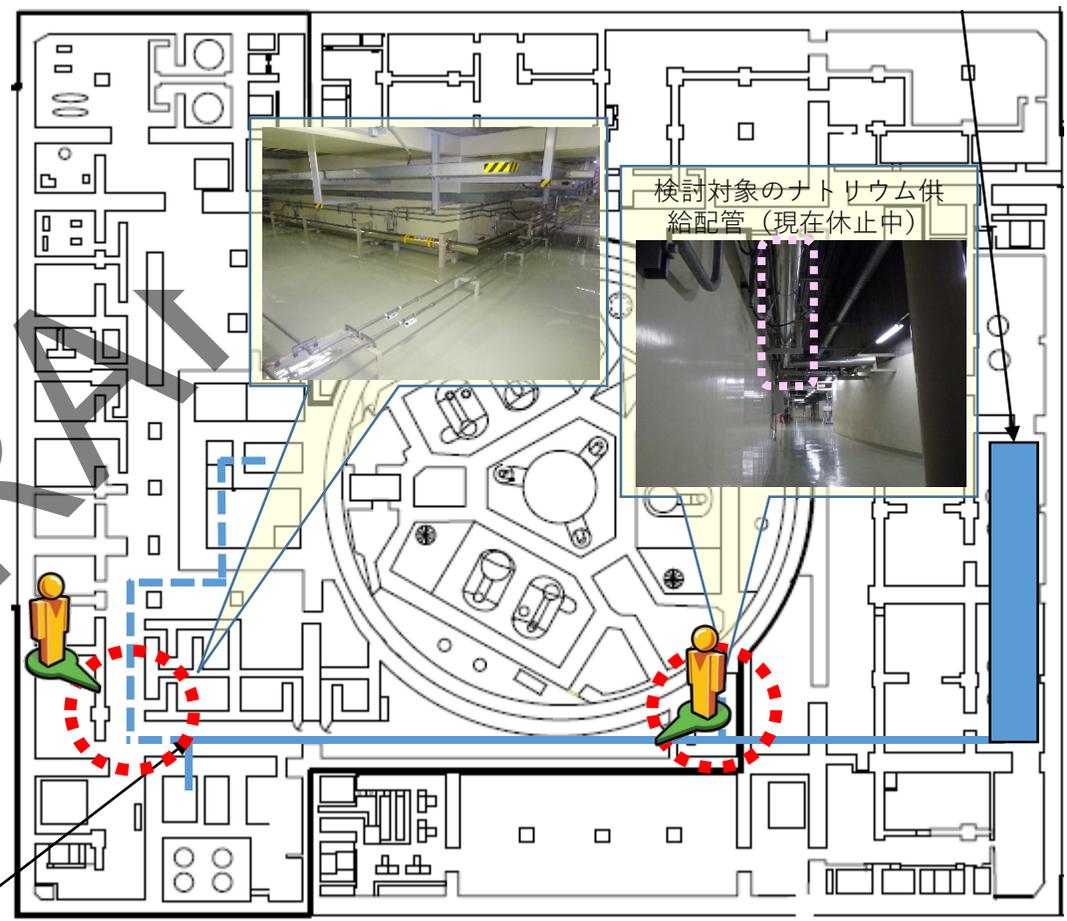
### 参考5 必要な復旧・改造設備の概要 (4/4)

#### (二) EVST2次補助系

**【目的】**  
 既にタンクに存在する2次主系ナトリウムの他に存在するEVST2次補助系ナトリウム（非放射性）をあわせて搬出するため

- 【検討内容】**
- ◆ 建設時に使用したナトリウム供給設備を活用し、2次主冷却系にナトリウムを2次主系の搬出ラインに接続・移送する
  - ◆ ナトリウム供給設備は現在使用しておらず、復旧に向け点検・検査を行う
  - ◆ EVST2次補助系のナトリウムをナトリウム供給設備への接続のため配管を追設し電磁ポンプで移送できるように改造する
  - ◆ ナトリウムが非禁水区域を通過するため、ナトリウム漏えい影響緩和対策を強化する（次回監視チーム会合で説明予定）

移送用タンク (ISOタンク  
 コンテナ取扱エリア)



EVST2次補助系から  
 ナトリウム供給設備への接続箇所

- : EVST2次補助系から2次主冷却系への移送ルート
- - - : 1次主冷却系、EVST系のナトリウム払出で使用する可能性のあるルート

### 参考6 技術基準

#### 2次系ナトリウム搬出に向けた設備の安全対策の方針

##### 【検討内容】

- ◆ 「もんじゅの原子炉設置許可申請書添付八（以降、「添付八」）」の「1.1.6ナトリウムに対する設計上の考慮」を踏襲するとともに、2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクと同様の設計、対策をナトリウム搬出のための設備や移送用配管等の設置に適用する

	2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク設置時の設計・安全対策	今回の設計・安全対策
構造健全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事計画認可申請書における「高速原型炉第3種容器及び第4種容器の強度計算書作成の基本方針、高速原型炉第3種容器及び第4種容器の耐震計算書作成の基本方針」を参考に計算を実施</li> <li>・高速原型炉第4種容器</li> <li>・最高使用圧力：0.5MPa（容器）</li> <li>・最高使用温度：300℃（容器）</li> <li>・設計用地震力：1 G（水平の静的加速度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計用地震力の見直しを検討中</li> <li>・それ以外は同左</li> </ul>
消防法	第3類危険物（消防危険物取扱所完成検査対象）	同左
試験・検査項目	材料、溶接、外観、寸法、据付検査、耐圧試験	同左
安全対策	工事管理一般、性能維持施設の損傷防止管理、ナトリウム火災対策、ナトリウム移送時の前提条件・管理、労働安全管理について、廃止措置計画に記載の通りの安全対策を実施	同左

④廃棄物搬出へ向けた計画策定  
b.セメント固化設備の設計仕様、設計・整備計画

参考7 検討の概況

- これまでの検討結果
- 課題認識と解決に向けた検討予定

# 現行の廃止措置計画

- 燃料体等に付着するナトリウムの洗浄に伴い発生する廃液は、廃液受入タンクを介して廃液蒸発濃縮装置にて蒸発濃縮し、濃縮廃液として廃液濃縮液タンクに受入れる設計となっている
- この濃縮廃液は、プラスチック固化装置にて固型化する設計となっているが、現行の廃止措置計画においては、今後、プラスチック固化装置については使用せず、セメント固化装置に更新するとしている

現行の廃止措置計画（抜粋）

十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

3. 放射性固体廃棄物の管理

3.1 放射性固体廃棄物の処理

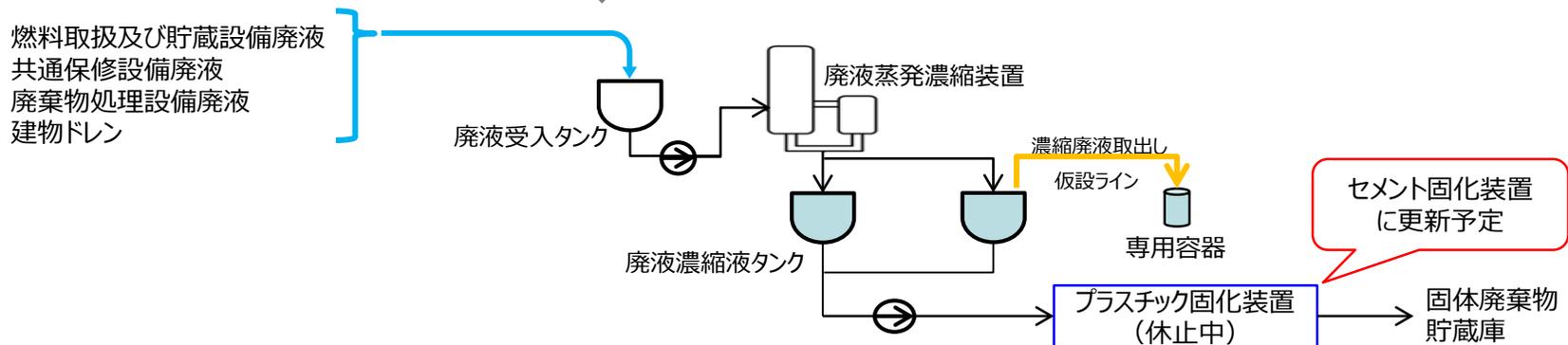
(1) 第1段階

第1段階においては、廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液、使用済樹脂、使用済活性炭、雑固体廃棄物、使用済排気用フィルタ及び使用済制御棒集合体等が発生する。

これらのうち、廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液及び使用済樹脂を固型化するためのプラスチック固化装置については、今後使用せず、セメント固化装置に更新する。プラスチック固化装置の更新範囲や新たに設置するセメント固化装置の性能等、固化装置の更新に係る詳細な計画については、2020年度までに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

したがって、第1段階において発生する廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液及び使用済樹脂については、廃液濃縮液タンク、粒状廃樹脂タンク又は粉末廃樹脂タンクに貯蔵し、新たに設置するセメント固化装置による処理を開始した後、固型化処理する。

なお、第1段階において発生する廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液及び使用済樹脂の発生量が、廃液濃縮液タンク、粒状廃樹脂タンク又は粉末廃樹脂タンクの貯蔵容量を超える場合には、セメント固化装置による固型化処理が開始されるまでの期間、一時的に専用容器に保管し、管理する。専用容器はJIS規格に適合するドラム缶とし、材質は既設タンクと同様にステンレス製とする。また、一時保管場所は、固体廃棄物処理設備が設置されるメンテナンス・廃棄物処理建物内とし、堰による漏えいの拡大防止措置及び漏えい検出器による漏えい監視を行う。



## 廃止措置計画の変更概要

- ナトリウム機器の洗浄作業（解体含む）に伴って発生する濃縮廃液の発生量がセメント固化装置の処理能力を超える可能性があり、安定化処理方法によっては追加の基礎試験が必要となる可能性があるなど、新たな課題について明らかになったことから、濃縮廃液が、いつ、どの程度発生するか、第2段階以降の廃止措置工程と合わせて検討するとともに、セメント固化装置の設置工事に伴う現場の取り合い等を総合的に勘案し、セメント固化装置の処理能力や設置工程等を検討すべきである → P38参照
- このため、現行の廃止措置計画において「2020年度までに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける」としている固化装置の更新に係る詳細な計画については、必要な時期までに廃止措置計画に反映することとし、その時期については、第2段階に着手するまでに廃止措置計画に反映することとしたい → P38参照
- なお、セメント固化装置による固型化処理が開始されるまでの間、既設の廃液濃縮液タンクによる濃縮廃液の貯蔵を継続することになるが、災害防止上の観点から問題となる事項はないことを確認した → P39参照
- 一方、本年6月までの燃料体取出し作業の実績から、第1段階において発生する濃縮廃液の発生量は、既設の廃液濃縮液タンクの貯蔵容量を超えないため、一時保管用の専用容器の設置は不要であることを確認した（廃樹脂タンクについても同様） → P40参照
- また、第2段階に実施するしゃへい体等の取出し作業に伴って発生する濃縮廃液を考慮しても、既設の廃液濃縮液タンクの貯蔵容量を超えない可能性が高く、現在想定しているセメント固化装置の処理能力は、燃料体取出し作業やしゃへい体等の取出し作業に伴う濃縮廃液の発生量に比べて十分なものとなっていることを確認した → P41参照
- 以上を踏まえ、廃止措置計画を変更したい → P42-44参照

## ナトリウム機器の洗浄作業（解体含む）に伴う新たな課題

- ナトリウムをドレンした後に機器・配管等の内面に残留するナトリウム量について概略評価を行った結果、数十トンオーダーになる可能性がある。（しゃへい体等の取出しまでの総ナトリウム量の100倍以上）
- この残留ナトリウムを全てセメント固化装置により固型化処理すると仮定した場合、濃縮廃液の発生量のピーク値が現在想定しているセメント固化装置の処理能力を超える可能性がある
- また、残留ナトリウムの安定化処理方法に係る海外知見を含めた調査・検討を実施した結果、選択する安定化処理方法によって濃縮廃液の性状への影響が大きく、これらをセメント固化する場合は、追加の基礎試験が必要となる可能性があるなど、新たな課題についても明らかになってきた

安定化処理方法	安定化処理に伴い発生する濃縮廃液の特徴	解体後の機器の洗浄作業	安定化処理時の安全性	解体時の作業安全性
炭酸化法 (湿潤炭酸ガス)	発生量：少ない 性状：大きく変わる	多い（粉末付着）	比較的良い	悪い
WVN法 (湿潤窒素ガス)	発生量：多い 性状：ほぼ変わらない	少ない	比較的悪い	良い
SHS法 (過熱水蒸気)	発生量：多い 性状：ほぼ変わらない	少ない	悪い (知見が少ない)	良い

- 濃縮廃液が、いつ、どの程度発生するか、第2段階以降の廃止措置工程と合わせて検討するとともに、セメント固化装置の設置工事に伴う現場の取り扱い等を総合的に勘案※し、セメント固化装置の処理能力や設置工程等を検討する
- 第2段階に着手するまでに、セメント固化装置の導入に係る計画（スケジュール）を廃止措置計画に反映して変更認可を受けるとしたい。なお、再度先送りしない計画とする

※：管理区域内に設置されているプラスチック固化装置を撤去して、その場所にセメント固化装置を設置することを考えていることから、プラスチック固化装置の解体撤去、セメント固化装置の設置及びそれらに必要な資機材の現場の取り扱い等について、模擬燃料体等の取出しに伴う洗浄作業などの他の廃止措置作業の実施時期等を調整する

セメント固化装置による固型化処理が開始されるまでの間、既設の廃液濃縮液タンクによる濃縮廃液の貯蔵を続けることとなる。既設タンクは既許認可に基づき設置されたものであり、今回は設計変更を行うものではないが、「濃縮廃液の貯蔵継続」と「濃縮廃液の溢れや漏えい」の視点から以下の確認内容について改めて確認を行った結果、災害防止上の影響はなく問題ないことを確認した

確認の視点	確認内容	確認結果	影響
濃縮廃液の貯蔵継続	濃縮廃液の放射能濃度	当該タンク室の放射線しゃへい計算上の濃縮廃液の放射能濃度（ $1.55\mu\text{Ci} (= 5.7 \times 10^4 \text{Bq}) / \text{cm}^3$ ）に対し、実際の濃縮廃液の直近（2019年7月）の分析値は $2.6 \times 10^{-2} \text{Bq}/\text{cm}^3$ となっており6桁以上低く、十分低い放射能濃度であることを確認した	なし
	外電喪失/SBO時の影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃液蒸発濃縮装置や廃液濃縮液タンクの出入り口弁はフェイルクローズとなり、濃縮廃液の流入や流出は発生せず、各設備の中で貯蔵されるため問題ない</li> <li>・温度低下に伴う溶解性固形分の析出を防止するための蒸気による制御が出来なくなるが、補助ボイラの点検時と同じ状態であり、補助ボイラ復旧後の再加熱により析出した固形分は再溶解されるため問題ない</li> </ul>	なし
	タンクの貯蔵容量/腐食防止	第1段階終了時点でも貯蔵容量に余裕がある。耐食性を考慮してタンクは腐食に強いSUS316Lを使用しており、腐食要因となる塩素については、制限値（3000ppm）に対して管理値（2000ppm）を設定し、水質管理を行っている。点検時にはタンクの開放点検により腐食がないことを確認するとともに、予防保全の観点からも非破壊検査（浸透探傷検査）や肉厚測定を行い、タンクの健全性確認を実施しているため問題ない	なし
	貯蔵量を踏まえたタンクの耐震性/強度	タンクは第4種容器、耐震Bクラスであり、タンクの耐震計算や強度計算における液位に相当する条件は液位100%以上相当となっており、今回想定している最大貯蔵液位（約89%）は包絡されている。耐震計算上の裕度（許容応力/算出応力）は、最低でも17.0以上であり十分な裕度がある	なし
濃縮廃液の溢れや漏えい	タンクからの溢れ防止対応、溢れた場合の影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タンク液位約94%で「液位高」警報、液位100%でオーバーフローとなるが、これらに至らないよう、タンクへの受入れは運転手順に従って実施し、最大貯蔵液位は受入れタンクが自動で切替わる液位約89%とする</li> <li>・受入手順の中で切替レベルを確認することとなり、切替わらない場合は受入停止の措置を行う。更に液位が上昇し「液位高」警報発報時は警報処置手順に基づき受入れを停止する</li> <li>・仮にオーバーフローが発生すると廃液ドレンサンプタンクへ流出するが、その場合は廃液受入れタンクへ戻し、再度蒸発濃縮を行い、廃液濃縮液タンクに貯蔵するため問題ない</li> </ul>	なし
	漏えいの検出/拡大防止/施設外への漏えい防止	技術基準に基づき、漏えいを検出する警報装置や漏えいの拡大を防止する堰が設置されている。漏えい時には中央制御室やラド制御室に警報が発報し、その後の対応は警報処置手順書に基づき実施するほか、当該タンク室の堰については漏えい量全量がすべて堰内にとどまる高さを有しており、施設外への漏えい防止も含めて問題ない	なし
	内部溢水影響評価への影響	固体廃棄物処理系の溢水はメンテナンス・廃棄物処理建物内においてのみ発生するものであり、原子炉建物や原子炉補助建物の禁水エリアに流入することはないため、廃止措置計画添付書類四の内部溢水影響評価への影響はない	なし

## 濃縮廃液発生量の見直し (第1段階)

- 本年6月までの燃料体取出し作業では約 $2\text{m}^3 \times 1$  (260体処理) の濃縮廃液が発生
- 燃料体洗浄時に発生する水素濃度データから燃料洗浄槽に持ち込まれるナトリウム量のデータについて蓄積を重ね、残りの第1段階の濃縮廃液の発生量を推定する上での評価条件を決定 (P45-46参照)
- 上記を基に第1段階全体の濃縮廃液の推定発生量を見直した結果は約 $5\text{m}^3$  (530体処理) となり、廃止措置計画記載値の約1/4となる見直しを得た

※1: 2018年7月～2020年6月の廃液蒸発濃縮装置の固形分濃度推移から推定

### 濃縮廃液発生量

項目	第1段階全体の推定発生量	
	廃止措置計画記載値	処理実績を踏まえた評価値
濃縮廃液発生量	約 $21\text{m}^3 \times 2$	約 $5\text{m}^3$

※2: 洗浄実績が乏しかったことから、設計で想定していた濃縮廃液の年間発生量や年間の洗浄体数を参考に、濃縮廃液の発生量を $0.04\text{m}^3/\text{体}$ として算出

## 既設の廃液濃縮液タンクによる受入れ

- 第1段階終了時点において、濃縮廃液は既設の廃液濃縮液タンクのみで十分に受け入れ可能であり、一時保管用の専用容器の設置は不要との見直しを得た (廃樹脂タンクについても同様)

### 既設タンク容量と第1段階終了時点の濃縮廃液貯蔵量

廃液濃縮液タンク容量	第1段階終了時点の濃縮廃液の貯蔵量の推定
約 $13\text{m}^3$ (※3)	約 $10\text{m}^3$ (※4)

※3: 廃液濃縮液タンクA、Bの2基の合計

※4: 廃止措置計画第10-1表の貯蔵・保管量 (約 $5\text{m}^3$ ) と、上記の第1段階全体の推定発生量 (約 $5\text{m}^3$ ) の合計

➤ 一時保管用の専用容器の設置に係る記載について、廃止措置計画から削除する。

## 濃縮廃液発生量の見直し (第2段階以降：しゃへい体等の取出しに伴う洗浄作業)

- これまでの実績及び建設当時に行った模擬炉心構成要素のナトリウム洗浄試験から、炉心構成要素の種類によって燃料洗浄槽に持ち込むナトリウム量に有意な差があることが明らかとなった
- 第1段階終了時の炉内状況及びこれまで蓄積したデータを最大限活用して推定発生量を評価

第1段階終了時の炉内状況

第1段階終了時点の廃液濃縮液タンクの推定貯蔵量	約10m <sup>3</sup>
しゃへい体等の取出しに伴う洗浄作業による推定発生量	約3.5m <sup>3</sup>
<b>上記の合計</b>	<b>約13.5m<sup>3</sup></b>

炉心燃料用模擬体	132体
ブランケット用模擬体	114体
制御棒集合体	19体
中性子源集合体	2体
中性子しゃへい体	316体
サーベイランス集合体	12体*
合計	595体

※：炉内ラック中の4体含む

- 第1段階の評価値については十分な余裕を考慮していることを踏まえれば、しゃへい体等の取出し作業に伴って発生する濃縮廃液を考慮しても、既設の廃液濃縮液タンクの貯蔵容量（約13m<sup>3</sup>）を超えない可能性が高い
- 第1段階の残りの燃料体取出し作業において、引き続き燃料洗浄槽に持ち込むナトリウム量についてデータ取得を継続し、しゃへい体等の取出しに伴う洗浄作業による濃縮廃液の推定発生量の評価に反映していく
- 現在想定しているセメント固化装置の処理能力はしゃへい体等の取出し作業までの濃縮廃液の発生量に比べて十分なものとなっていることを確認

## 廃止措置計画変更案

本文十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

3. 放射性固体廃棄物の管理

3.1 放射性固体廃棄物の処理

(1) 第1段階

変更前	変更後
<p>第1段階においては、廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液、使用済樹脂、使用済活性炭、雑固体廃棄物、使用済排気用フィルタ及び使用済制御棒集合体等が発生する。</p> <p>これらのうち、廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液及び使用済樹脂を固型化するためのプラスチック固化装置については、今後使用せず、セメント固化装置に更新する。<u>プラスチック固化装置の更新範囲や新たに設置するセメント固化装置の性能等、固化装置の更新に係る詳細な計画については、2020年度までに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p>したがって、第1段階において発生する廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液及び使用済樹脂については、廃液濃縮液タンク、粒状廃樹脂タンク又は粉末廃樹脂タンクに貯蔵し、新たに設置するセメント固化装置による処理を開始した後、固型化処理する。</p> <p>なお、第1段階において発生する廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液及び使用済樹脂の発生量が、廃液濃縮液タンク、粒状廃樹脂タンク又は粉末廃樹脂タンクの貯蔵容量を超える場合には、セメント固化装置による固型化処理が開始されるまでの期間、一時的に専用容器に保管し、管理する。<u>専用容器はJIS規格に適合するドラム缶とし、材質は既設タンクと同様にステンレス製とする。また、一時保管場所は、固体廃棄物処理設備が設置されるメンテナンス・廃棄物処理建物内とし、堰による漏えいの拡大防止措置及び漏えい検出器による漏えい監視を行う。</u></p>	<p>第1段階においては、廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液、使用済樹脂、使用済活性炭、雑固体廃棄物、使用済排気用フィルタ及び使用済制御棒集合体等が発生する。</p> <p>これらのうち、廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液及び使用済樹脂を固型化するためのプラスチック固化装置については、今後使用せず、セメント固化装置に更新する。<u>(左記下線部は削除し、第2段階以降の項に記載)</u></p> <p>したがって、第1段階において発生する廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液及び使用済樹脂については、廃液濃縮液タンク、粒状廃樹脂タンク又は粉末廃樹脂タンクに貯蔵し、新たに設置するセメント固化装置による処理を開始した後、固型化処理する。</p> <p><u>(左記下線部を削除)</u></p>

## 廃止措置計画変更案

本文十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

- 3. 放射性固体廃棄物の管理
- 3.1 放射性固体廃棄物の処理
- (2) 第2段階以降

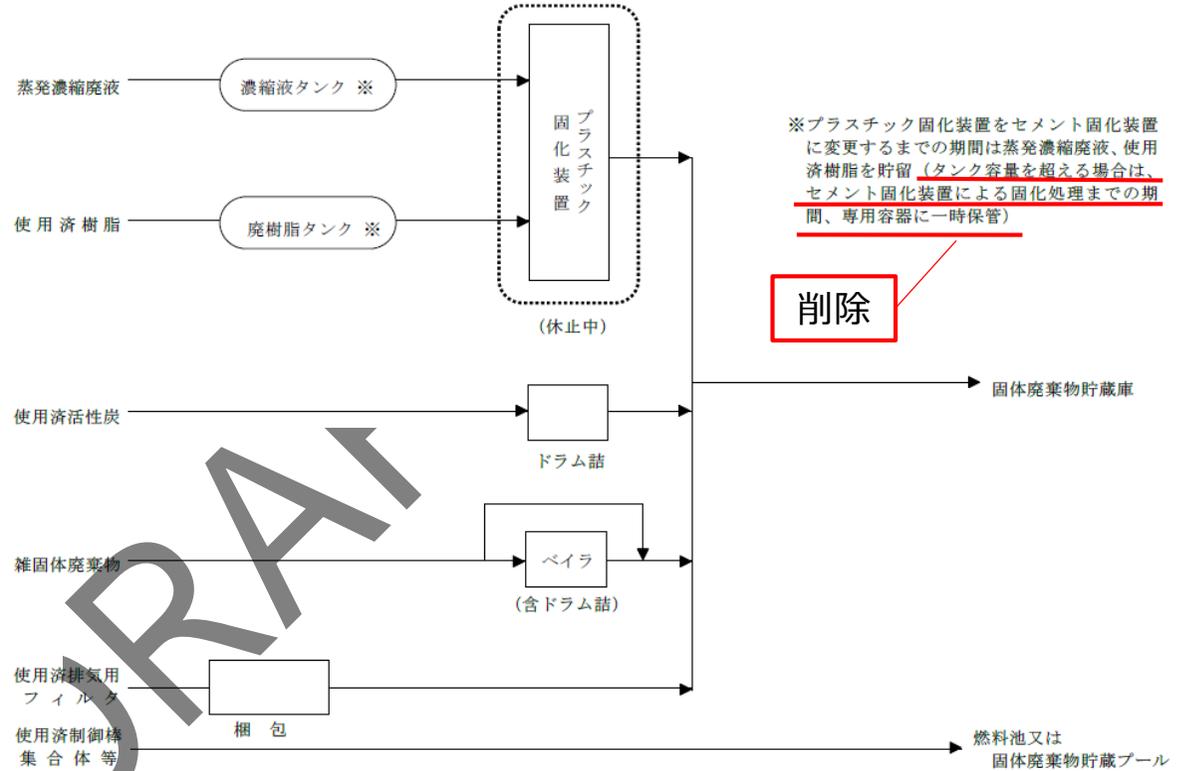
変更前	変更後
<p>第2段階において発生する放射性固体廃棄物の処理及び管理については、第1段階における汚染の分布に関する評価結果を踏まえ、第2段階に着手するまでに、また、第3段階以降については、第1段階及び第2段階における汚染の分布に関する評価結果を踏まえ、原子炉周辺設備の解体撤去に着手するまでに、それぞれ処理方法及び管理方法について定め、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p>	<p>第2段階において発生する放射性固体廃棄物の処理及び管理については、第1段階における汚染の分布に関する評価結果を踏まえ、第2段階に着手するまでに<u>処理方法及び管理方法について定め、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。また、プラスチック固化装置の更新範囲や新たに設置するセメント固化装置の性能等、固化装置の更新に係る詳細な計画については、必要な時期までに廃止措置計画に反映して変更認可を受けることとし、廃止措置計画への反映に係る計画については、第2段階に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p>第3段階以降については、第1段階及び第2段階における汚染の分布に関する評価結果を踏まえ、原子炉周辺設備の解体撤去に着手するまでに処理方法及び管理方法について定め、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p>

第10-2表 第1段階において発生する放射性固体廃棄物の推定発生量

放射性固体廃棄物の種類	推定発生量
廃液蒸発濃縮装置濃縮廃液	約21m <sup>3</sup> → <u>約5m<sup>3</sup></u>

## 廃止措置計画変更案

第10-3図  
第1段階における放射性固体廃棄物の処理系統説明図

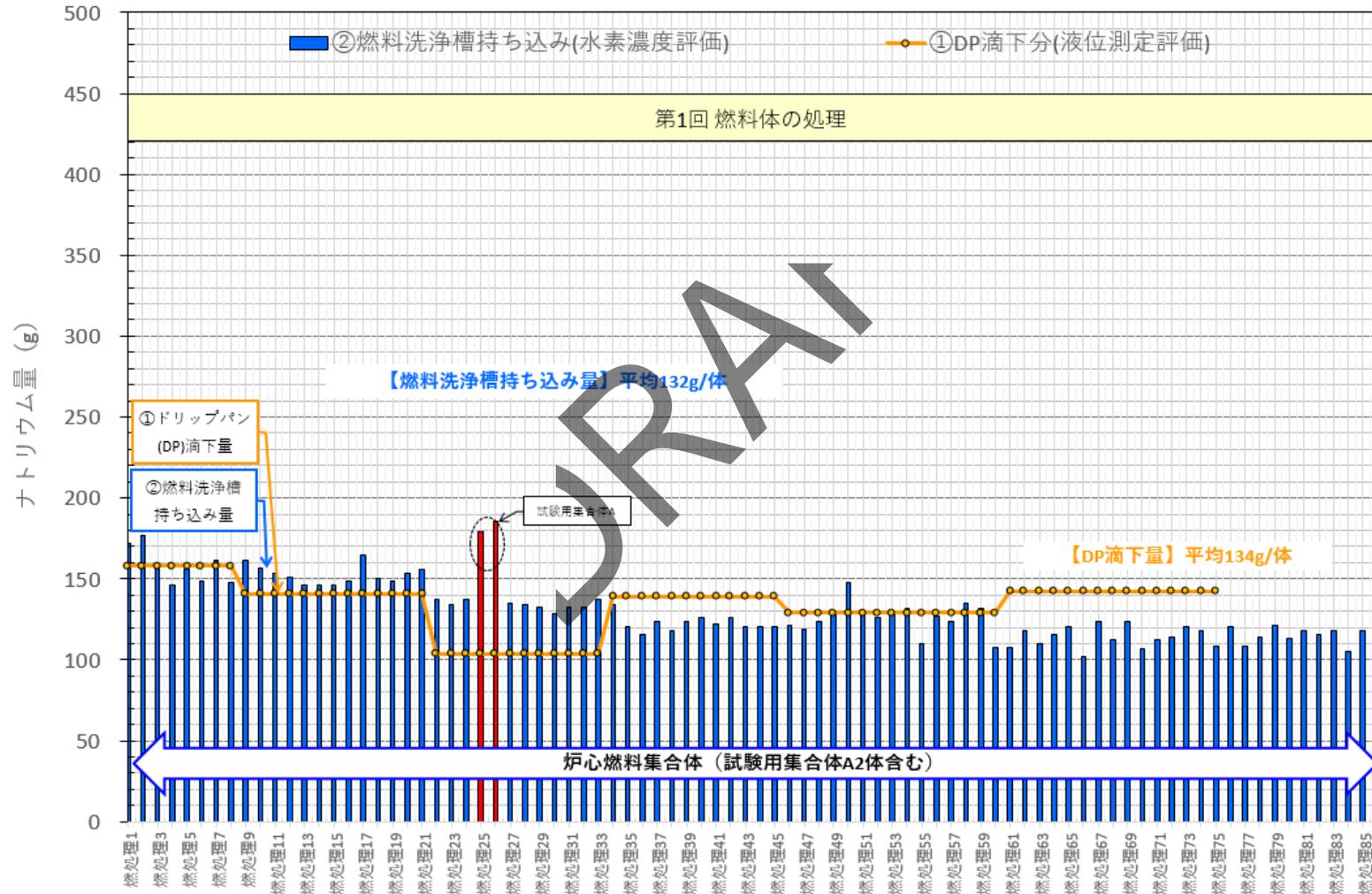


第11-2図 第1段階の工程

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
	廃止措置に関する基本的な計画の策定 ▽ 2017.6		2019年5月31日変更届出において削除		削除	燃料体取出し作業完了 ▽ 2022.12
燃料体の処理 (530体) [ 炉外燃料貯蔵槽 → 燃料池 ]		2018.8 86体 ※ <sup>2</sup>	2019.1 174体	2020.6 146体 ※ <sup>3,5</sup>	2021.9 124体 ※ <sup>3,5</sup>	
				濃縮廃液等一時保管用容器の設置 ※ <sup>1</sup> ▽ 2021.3	濃縮廃液等一時保管用容器の設置 ※ <sup>1</sup> ▽ 2022.6	

# 燃料洗浄槽へのナトリウム持ち込み量 (第1キャンペーン)

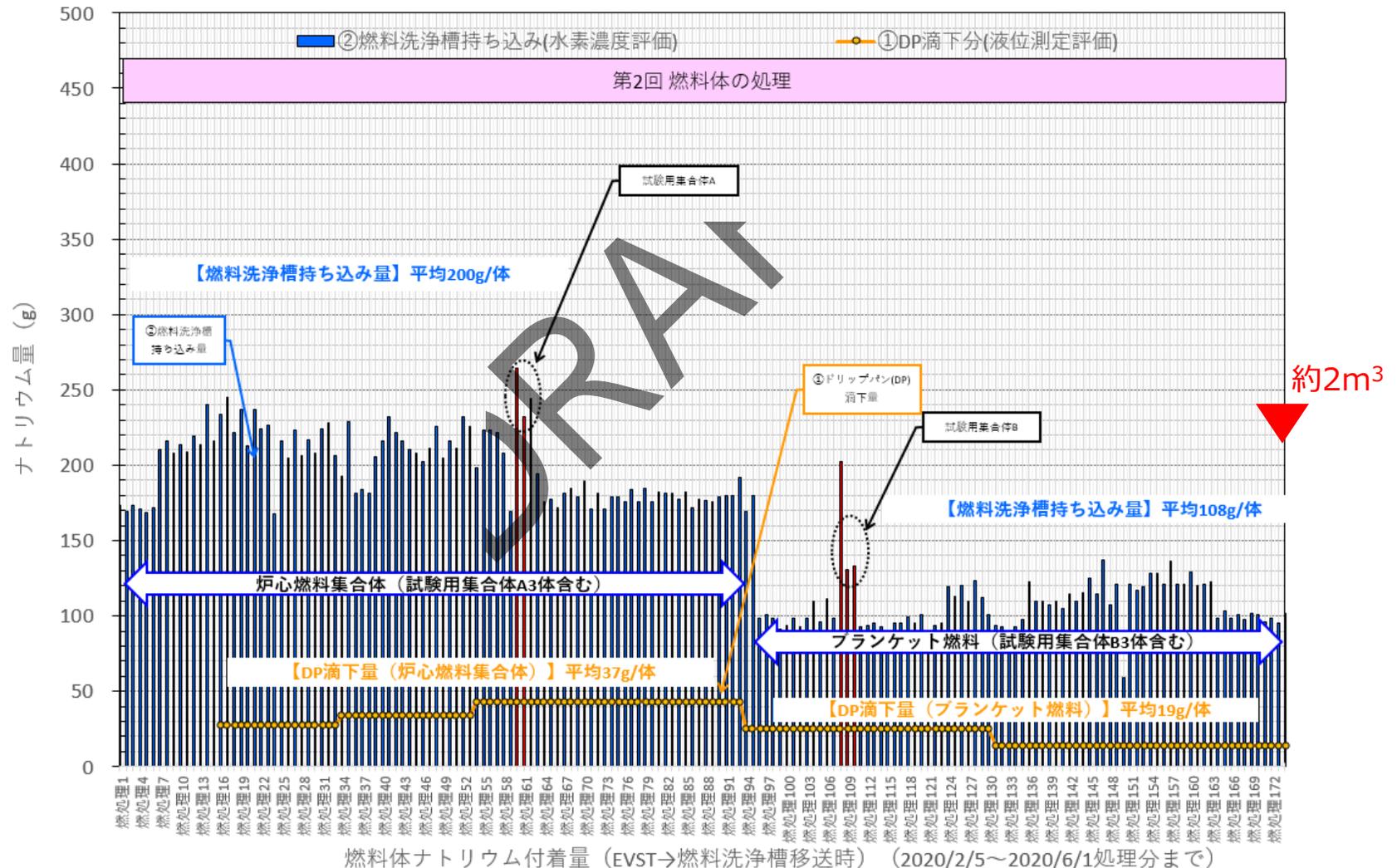
- 燃料洗浄槽における燃料体洗浄時に発生する水素濃度データから、燃料洗浄槽へのナトリウム持ち込み量を算出
- ドリップパンへの滴下量と燃料洗浄槽へのナトリウム持ち込み量の合計を燃料体付着量として算出
- 第1キャンペーンでは燃料出入機本体A直接冷却系を運転しており、ドリップパンへの滴下量が多く、その分燃料洗浄槽への持ち込み量が少ない



燃料体ナトリウム付着量 (EVST→燃料洗浄槽移送時) (2018/8/30～2019/1/23処理分まで)

# 燃料洗浄槽へのナトリウム持ち込み量 (第2キャンペーン)

- 第2キャンペーンでは燃料出入機本体A直接冷却系を停止したため、ドリップパンへの滴下量が減少し、その分燃料洗浄槽への持ち込み量が増加
- 炉心燃料とブランケット燃料とでは集合体表面積の違い等により、燃料洗浄槽へのナトリウム持ち込み量は炉心燃料の方が倍近く多い
- 残りの第1段階では炉心燃料 (138体) とブランケット燃料 (132体) の洗浄があるが、燃料洗浄槽へのナトリウム持ち込み量は一律に300g/体として第1段階の推定発生量は評価





# セメント固化装置のプロセスフローダイアグラム (アウトドラム式)

